

令和2年度 地域づくり支援事業 新型コロナウイルス感染症予防に伴う 3密解消対策への活用について

やさしさと輝きに輝いた
笑顔のまち村上



市民協会のまちづくり(パートナー)のロゴマーク

村上地域まちづくり協議会では、町内が行う活動支援のため、地域づくり支援事業を行い、各町内の皆様にご活用いただいているところです。各町内で事業を実施する際には、新型コロナウイルス感染症予防に伴う「新しい生活様式」を実践しながらの3密解消対策を十分にお願いたします。新型コロナウイルス感染症予防に伴う3密解消対策に伴う経費について、地域づくり支援事業の各対象事業での対象経費として計上できるものもありますので、積極的にご活用いただき、感染防止を講じながら、町内活動の持続や活性化を図ってくださいますようお願いいたします。

村上地域まちづくり協議会 地域づくり支援事業補助金交付要綱 別表(第2条、第3条関係)

対象事業	事業内容	対象経費と要件	補助金の限度額	新型コロナウイルス感染症予防3密解消対策として
1 新しい組織立ち上げ事業	町内又は複数町内で行う事業活性化や世代間交流に向けた新たな組織の設置	設置活動費。組織の人数要件は5人以上とする。1町内1組織に限る。	初年度 3万円 2年目以降 1万円	活動する組織が3密解消対策を施す場合、その経費を補助対象事業費として計上することができること
2 子育て支援・ふれあい事業	町内又は複数町内で行う子どもの居場所づくり事業や子どもと高齢者とのふれあい事業	活動費。子どもの年齢は小学6年生以下とし、活動回数は、年間6回以上とする。1町内1事業に限る。	2万円	事業を実施するにあたり、3密解消対策を施す場合、その経費を補助対象事業費として計上することができること
3 伝統行事支援事業	伝統行事の受け入れ事業	活動整備費。参加受入は中学生以下1人以上を含むものとする。1町内2行事に限る。	1行事 1万円	伝統行事への参加受入れに対し、3密解消対策を施す場合、その経費を補助対象事業費として計上することができること
4 美しい町並み事業	環境整備事業	植栽や清掃などに係る活動整備費	3万円	環境整備事業を実施するにあたり、3密解消対策を施す場合、その経費を補助対象事業費として計上することができること
5 元気づくり事業	町内の課題解決や活動の充実又は活性化につながる事業	活動整備費。集会施設整備に係る経費は除く。平成33年度(令和3年度)まで1町内3事業に限る。	30万円	町内活動を実施するにあたり、3密解消対策を施す場合、その経費を補助対象事業費として計上することができること

付記

- 1 食糧費(飲食代)及び他の助成対象事業費は、すべての対象事業において補助対象外経費とする。
- 2 補助事業は、補助金完結ではなく、地域住民が活動主体の全部または一部を担うものとする。
- 3 複数町内で連携する場合は、町内ごとに補助するのではなく、事業に対して補助する。
- 4 同一年度における1町内の補助金限度額は、設定しない。
- 5 補助対象事業経費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 6 事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。
- 7 村上大祭及び七夕祭りに係る経費については、地域が一体となった祭行事を指すものとし、屋台の修繕費や経常的な運営費を除く。
- 8 補助期間は平成29年度から平成33年度(令和3年度)までの5年間とする。

地域づくり支援事業 3次募集を行っています

今年度に限り、昨今の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための3密解消対策事業に特化した内容での3次募集を実施します。(7月1日から随時受け付けています。年度内に完了できるものに限りです。)また既に承認された事業の事業内容の変更等についても特例として受け付けます。詳しくは事務局までご相談ください。(必ず区長さんを通じてご相談ください。)

※現状の要綱をそのまま運用するものです。要綱の追加、補助金限度額の増額などを行うものではありません。

10月4日(日)に開催予定の

村上防災運動会は 来年度に延期します！

村上地域まちづくり協議会では、地域での課題解決の最重要課題として「防災対策」を挙げ、地域ぐるみで支えあう仕組みづくりに取り組んでいます。地域の住民同士のつながりと日々の暮らしの中の支え合いの強化、災害時の備えや対策への知識の習得等のため、生活安心部会では、住民参加型による「村上防災運動会」を企画し、**本年10月4日(日)**に開催すべく準備を進めてきました。またこの間、村上地区区長会を通じ、説明や事業告知も行ってきたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、本年10月4日(日)の開催の日程を一年延期し、令和3年度に開催することといたしました。準備を万全に整えたくうえで来年度に臨みたいと考えます。ご理解いただきますとともに、開催の折には大勢の皆様からのご参加ご協力をよろしくお願いいたします。

村上地域まちづくり協議会生活安心部会・村上防災運動会実行委員会

村上地域コミュニティ空間 **土間ん中** の利用について

1. 村上地域まちづくり協議会の活動支援のため業務を再開いたしました。
2. **休憩スペースの提供、貸館、ワークショップその他土間ん中を会場として開催する催しは当面の間休止します。**
3. **トイレは上町 町家広場の公衆トイレをご利用ください。**
4. 今後の利用予約について、先行きが不透明なため、受付を見合わせています。
5. 今後事態が急変した場合はなど、再度臨時休館路することがあります。



【ご利用にあたって】

1. 発熱や咳などの風邪の症状のある場合は利用を控えてください。
2. 入退館時には必ずマスクの着用と手指消毒を行い、「**入退館管理簿**」へ記入をお願いします。
3. 滞在時間は最長で概ね15分以内をお願いします。
4. 共用備品(椅子、テーブル、扉の取っ手等)の消毒や施設内の換気を定期的に行います。
5. 筆記用具は、感染防止対策として持参してください。
6. 当面の間、館内での飲食(水分補給を除く)はできません。また、湯茶のサービスも休止いたします。
7. 歌唱や大声での発声は行わないようお願いします。
8. 「3密」(密閉・密集・密接)の防止にご協力ください。

【会議でのご利用について】

1. 村上地域まちづくり協議会の今後の活動方針や、「土間ん中」の今後の運営方針等を決定する会議で、「3密」とならない小規模な範囲(人数)での会議の開催のみとなります。管理の都合上、事務局職員または管理運営を委託された者が同席できる場合に限りです。
2. 感染リスクを抑えるため、会議の利用時間の短縮をお願いします。(準備・撤収も含めて**最大1時間程度**とします。)
3. 「3密」の回避を徹底してください。
4. 感染が発生した場合の対応に備え、利用責任者は利用者等の住所、氏名、連絡先、利用時間の入った名簿を作成し提出してください。
5. 利用後は、利用者において利用した共用備品(机、椅子、扉の取っ手等)の消毒をお願いします。

お問い合わせ

村上地域まちづくり協議会

(事務局：村上市役所自治振興課自治振興室)

電話 0254-53-2111(内線5110)

0254-75-8926(直通)

FAX 0254-53-3840

E-mail jichi-mu@city.murakami.lg.jp

ホームページへのアクセスは **村上まち協**

<http://www.city.murakami.lg.jp>

村上地域まちづくり協議会フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/murakami.machikyou>

村上地域コミュニティ空間

土間ん中

お盆休みのお知らせ

8月13日(木)～16日(日)

誠に恐れいりますが、上記の期間中はお休みとさせていただきます。



いいね!
をお願いします